

2種類の介護給付費通知

介護給付費通知書

〒123-45XX
〇〇県××市×××1-2-3

かご 知
介護 太郎

様

被保険者番号： 000000001

あなたの 平成 18年 10月 ~ 平成 19年 1月 における介護給付費は以下のとおりです。

【問い合わせ先】

〒123-45XX
〇〇県××市〇〇〇1-2-3

××市

介護保険課

電話番号 XXX(XXX)XXXX

FAX (〇〇) ××××-〇〇〇〇

※この通知によって、支払を行う必要はありません。

サービス月	サービス事業所	サービス種類 /サービス略称	サービス 日数/回数	利用者負担額 合計額 (円)	サービス費用 合計額 (円)
平成18年 10月	福祉施設事業所	介護福祉施設	30	18,210	182,100
	福祉施設事業所	特定入所者介護		29,100	51,000
		計		47,310	233,100
平成18年 11月	訪問介護事業所	訪問介護	30	6,930	69,300
	訪問介護事業所	福祉用具貸与	30	24,000	240,000
		計		30,930	309,300

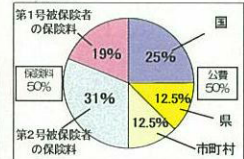
※サービス費用合計額は、あなたが介護サービスを受けたときにお支払いになった金額を含む総額を記載しています。今月（平成20年4月）の「いきいき教室」は以下の日時・場所で行いますので奮ってご参加ください。
日時：4月24日（木）午前10時から2時間程度 場所：〇〇公民館

介護保険料のしくみ

介護保険は、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用の50%を保険料、残り50%を公費（税金）でまかなう制度となっています。

介護は誰もが直面する問題です。介護を社会全体で支えるために、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を納めます。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

居宅介護費



*施設給付費では、公費の内訳が、国20%、県17.5%、市町村12.5%の負担となっています。

従前のサービスコード単位での出力、サービス種類単位に集約した出力を選択することが可能。

○左のパターン
受給者本人（高齢者）に通知するものであるため、できるだけ項目を減らし見やすいものにした。

○右のパターン
逆に、詳細な内容を通知したいという保険者もあるため、右のパターンも作成できるようにした。

見やすい通知にすることにより、受給者本人（高齢者）や家族が、通知どおりのサービスを受けたかどうか、給付費についてこれだけ給付されているという意識を持ってもらうことにより予防的な効果が期待できる。

明細レコード

集計レコード

合計レコード

保険者の希望により日本語100文字以内で任意の文言を出力することが可能（出力しない場合は空白）。

保険者の希望により介護保険料のしくみの説明・グラフを出力することが可能。

介護給付費通知書

〒123-45XX
〇〇県××市×××1-2-3

かご 知
介護 太郎

様

被保険者番号： 000000001

あなたの 平成 18年 10月 ~ 平成 19年 1月 における介護給付費は以下のとおりです。

【問い合わせ先】

〒123-45XX
〇〇県××市〇〇〇1-2-3

××市

介護保険課

電話番号 XXX(XXX)XXXX

FAX (〇〇) ××××-〇〇〇〇

※この通知によって、支払を行う必要はありません。

サービス月	サービス事業所	サービス種類 /サービス略称	サービス 日数/回数	利用者負担額 合計額 (円)	サービス費用 合計額 (円)
平成18年 10月	福祉施設事業所	福祉施設1	30		
	福祉施設事業所	福祉施設初期加算	30		
	福祉施設事業所	介護福祉施設	30	18,210	182,100
	福祉施設事業所	福祉施設食費	30		
	福祉施設事業所	福祉施設多床室	30		
		特定入所者介護		29,100	51,000
		計		47,310	233,100
平成18年 11月	訪問介護事業所	身体介護1	30		
	訪問介護事業所	訪問介護	30	6,930	69,300
	訪問介護事業所	車いす貸与	30		
	訪問介護事業所	福祉用具貸与	30	24,000	240,000
		計		30,930	309,300

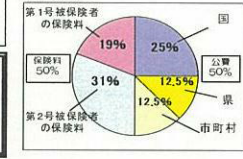
※サービス費用合計額は、あなたが介護サービスを受けたときにお支払いになった金額を含む総額を記載しています。今月（平成20年4月）の「いきいき教室」は以下の日時・場所で行いますので奮ってご参加ください。
日時：4月24日（木）午前10時から2時間程度 場所：〇〇公民館

介護保険料のしくみ

介護保険は、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用の50%を保険料、残り50%を公費（税金）でまかなう制度となっています。

介護は誰もが直面する問題です。介護を社会全体で支えるために、40歳以上のみなさんが加入者（被保険者）となって保険料を納めます。介護が必要になったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

居宅介護費



*施設給付費では、公費の内訳が、国20%、県17.5%、市町村12.5%の負担となっています。